

議案第70号

専決処分の承認を求めることについて  
(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月3日提出

二宮町長 村田 邦子

2 専 第 8 号

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和 2 年 11 月 12 日

二宮町長 村田 邦子

理 由

令和 2 年 10 月 28 日に行われた人事院勧告等を勘案し、期末手当の支給割合を改正するため本条例に必要な改正を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(議案第70号) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条関係</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> (給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(第16条において「特定幹部職員」という。)にあっては<u>100分の105</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>第1条関係</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u> (給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(第16条において「特定幹部職員」という。)にあっては<u>100分の110</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第2条関係</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> (給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(第16条において「特定幹部職員」という。)にあっては<u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>第2条関係</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> (給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(第16条において「特定幹部職員」という。)にあっては<u>100分の105</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p>